

ほっと すぺ〜す

No.150
2023・4



全国手をつなぐ事業所協議会ニュース

今号では

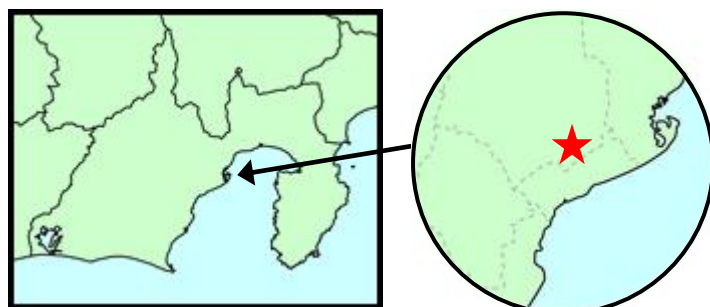
◆障害者雇用「代行ビジネス」の現場を訪問して



【静岡フォーラムの様子】

全国の事業所から

(特非) 静岡県作業所連合会・わ
NPO法人静岡県作業所連合会・わ
《静岡県 静岡市 葵区》



ほっとすぺ～す

今号の目次

No.150 2023年4月発行

3



全国連合会より

全国手をつなぐ育成会連合会の田中専務理事が退任されました

5



ミニセミナー「相談支援事業の現状と地域生活支援拠点について」を開催しました

8



障害者雇用「代行ビジネス」の現場を訪問して

10



にこっと、HOT!

日々の楽しみ、活力に
(社会福祉法人 手をつなぐ)

12



全国の事業所から

NPO法人静岡県作業所連合会・わ
(静岡県 静岡市 葵区)

16



編集後記

おらせ

全国手をつなぐ事業所協議会 ミニセミナーの動画を
配信を延長しました（6月30日まで）

今月号でも報告をしている、全国手をつなぐ事業所協議会ミニ
セミナー「相談支援事業の現状と地域生活支援拠点について」の
配信期間を6月30日まで延長しました。

研修動画（139分）のURLについては次のとおりです。

【URL】<https://youtu.be/I-1fvgUJ7gs>





全国連合会より

全国手をつなぐ育成会連合会の田中専務理事が 退任されました

全国手をつなぐ事業所協議会の監事も務めていただいております、(一社)全国手をつなぐ育成会連合会の田中専務理事におかれましては、この年度末で退任され、4月から独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園の理事長に就任されました。

田中氏に初めてお会いしたのは、仙台に置かれた東日本大震災の対策本部でした。参加する多くの組織・団体の調整役として、被災した当事者のために駆け回っておられました。その後、当時の(社福)全日本手をつなぐ育成会の事務局長にお招きしてからは、全国事業所協議会のあり方を含め相談にのっていただき、現在の新しい組織への転換にご支援いただいたところです。

4月からは全く違う立場でご活躍を期待されるところですが、事業所協議会につきましては今後とも助言いただければと思います。

全国手をつなぐ事業所協議会を代表して、これまでのご尽力に御礼申し上げます。

田中専務理事から、お世話になった皆さまにお礼のメッセージをお預りしましたので、ここにご紹介させていただきます。

全国手をつなぐ事業所協議会 理事長 松崎 伸一

お世話になった皆さまへ

前(一社)全国手をつなぐ育成会連合会
専務理事 田中 正博

日頃より、全国手をつなぐ育成会連合会活動にご尽力頂き誠に有り難うございます。この度、3月24日付で、久保会長に一身上の都合による専務理事退職の辞表を提出し、3月30日の理事会で了承頂きました。

次の職場は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園になります。4月1日付けで加藤厚生労働省大臣より理事長職を拝命する事となります。

3月24日付でのぞみの園の理事長より正式な内示があったため、皆さまには突然のお知らせとなりましたこととお詫びいたします。正式な辞令は4月3日に厚労省で受ける予定です。

のぞみの園が向かい合う課題は山積です。重点課題である「自立支援のための取り組み」の軸である地域移行は、全国の入所施設利用者の高齢化が進む中で参考となる実践を模索しながらターミナルケアの在り方を見据え展開していく見込みです。

また行動援護施行時からのぞみの園では行動援護研修、そして全ての職員の受講を見据

えた強度行動障害支援者養成研修として取り組んでおります。研修受講者は年々増えておりますが、より実践に資するカリキュラムが求められています。全国の支援者、自治体の協力を得ながら効果的な研修を開発し、全国各地で求められる人材の育成に寄与して参ります。具体的には、行動障害に対応できる支援者の養成研修（中核的人材の養成・広域的人材の育成）と行動障害支援者ネットワークを展開し、都道府県・政令指定都市を軸に発達障害支援センターを巻き込みながら市町村毎に行動障害の対応が整うように働きかけて参ります。

皆さまには利用者の立場で、正会員を通して都道府県政令指定都市並びに、市町村自治体に働きかけ、それぞれの自治体で行動障害支援のための地域資源の掘り起こしを求めて進めて頂ければと思います。

思い起こせば東日本大震災の際、現地とのパイプ役が必要だと言うことで、宮城県に向かい現地本部の立ち上げに関わらせて頂き、地元の育成会と知的障害者福祉協会の連携を調整し、現地で避難所にも入れない当事者の皆さまへの支援に取り組んだのが全育連に関わる直接の切っ掛けでした。その際、大災害時には、一億円を超える義援金を集めて互助機能を発揮できる組織でありながら、労働争議により本部機能が風前の灯火状態であると聞き、久保会長から要請を受けて問題解決に向けて関わる決意をしました。

あれから12年が経ちました。社会福祉法人格は返上となりましたが、労働争議もなんとか治まり、一般社団法人格を得ました。会員減少の中、育成会事務局には、縮小均衡を図りながらの新陳代謝、世代交代の必要性が高まっています。

3月31日を持って、私は育成会の籍は離れます。今後は知的障害分野で唯一の国立の総合的施設の長として、国の基本姿勢を具現化する役割を担って参ります。地域福祉推進を軸にした知的障害分野の福祉増進に向けて、皆さまへの恩返しと私自身の仕事の集大成として全力で取り組んで参りたいと思います。

長い間、お世話になりました。多くの方のご支援に感謝申し上げます。誠に有り難うございました。これからもご支援ご協力、引き続きお願い申し上げます。



【全国研修大会・沖縄大会でコーディネーターを務めていただいた時の田中専務】

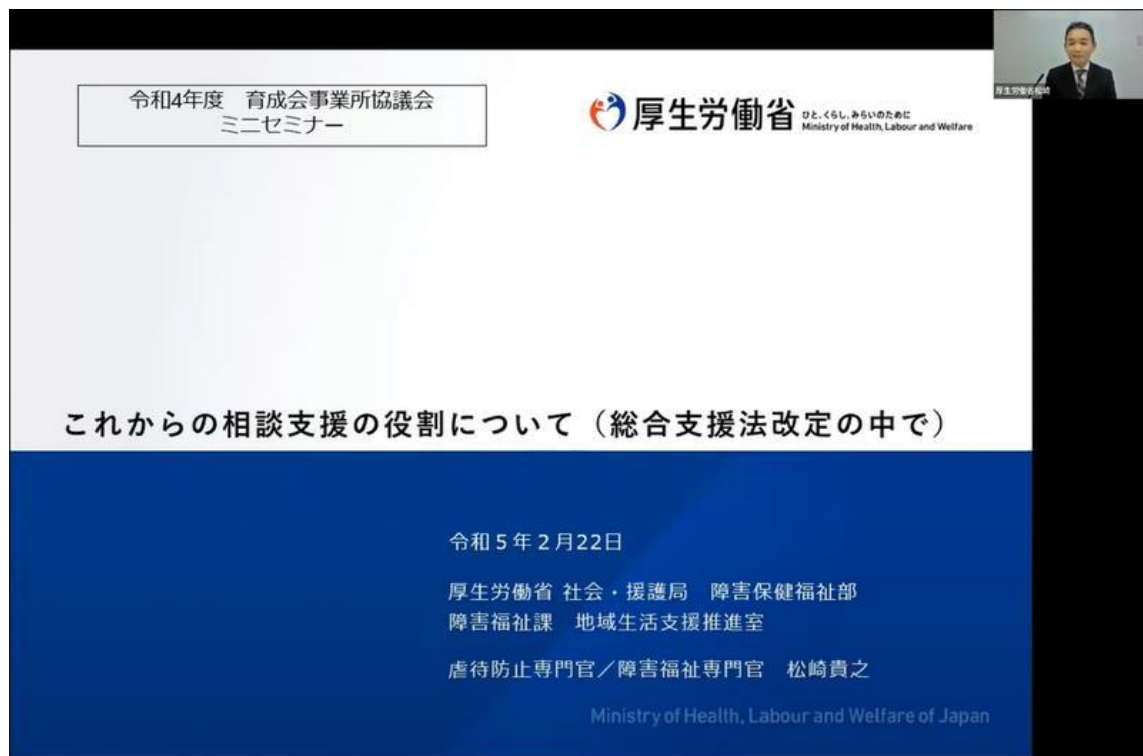


全国事業所協議会より

ミニセミナー「相談支援事業の現状と地域生活支援拠点について」を開催しました

2月22日に全国手をつなぐ事業所協議会と東京都手をつなぐ育成会地域法人協議会の共催により、「相談支援事業の現状と地域生活支援拠点について」をテーマにミニセミナーを行いました。

講演では、厚生労働省の松崎専門官より「これからの相談支援の役割について」をお話いただきました。障害福祉サービスの現状として、障害福祉サービスにかかる国の予算は15年間で3倍になっている。次年度の報酬改定に向けて、議論している点を中心に伝えられ、今回のテーマである相談支援事業や地域生活拠点については基幹相談支援センターの設置は努力義務となり、地域生活支援拠点を整備する上では相談の入り口にもなるので、今後も重要な役割となることが予想される。など重要な方向を示していただきました。



【基調講演は松崎専門官から】

その後、今回のセミナーのメインとなるシンポジウムを行いました。シンポジストには（社福）東京都手をつなぐ育成会の大田区立障がい者総合サポートセンターから新田 美和氏、（社福）小金井さくら会の事務局長であり地域法人協議会の相談支援部会長 吉岡 博之氏、（特非）国立ルピナスの事務局長 網谷 道穂氏、（特非）尚道手をつなぐ会 たいよう事業所の所長 丹野 克哉氏の4名から、現状における課題を提案頂き、その後、助言者として、厚生労働省 社会・援護局の松崎 貴之氏、全国手をつなぐ事業所協議会の理事長 松崎 伸一氏にも加わっていただき意見交換となりました。



【シンポジウムの様子】

新田氏からは基幹相談の3層の説明や実際に取り組んでいる事例を挙げて頂く中で、大田区内の70万の人口に対して基幹相談が1か所しかなく、ニーズに対応していく為には体制的に厳しい状況があるとの話を頂きました。

次に東京都小金井市に事業所がある吉岡氏からは、相談支援は「活動し続けると赤字運営」という実態を伝えて頂き、相談支援事業のみで安定した運営が出来ないと切実な内容でした。



【シンポジストの新田氏】



【シンポジストの吉岡氏】



【シンポジストの網谷氏】

そして、東京都国立市に事業所がある網谷氏からは、相談支援事業を続けてきたがいろいろ運営努力をしても安定運営できない厳しい状況の為、相談支援事業の廃止を決めた内容でした。

どの方も相談支援事業の大切さは理解しているが、事業を維持するためのご苦労が多い中で、取り組まれている実情でした。

次に相談支援事業を行う意義をテーマに話し合い、(1) 利用者の希望や要望を踏まえ、具体的な調整が出来る点、(2) 関係機関が広がる点、(3) 相談するところが明確になる点、これら3点が大きなメリットとして挙げられ、だからこそ、相談支援が重要だと再認識を致しました。

しかし「経営は成り立つのか」「相談支援事業は必ず赤字になる」という問題が常にあります。東京都北区に事業所がある丹野さんからは、相談支援事業に新たに参入できない現実、地域での連携についても意見が出ました。

議論の中で、相談支援にしても地域生活拠点にしても、(1) 行政が直接関与している事業、(2) 行政から委託を受けている事業、(3) 大きな法人が運営し赤字を飲み込めてい

る事業、この3つの類型なら、赤字でも維持できるが、小さい法人の事業では常に赤字になっていることの認識が一致しました。

しかしまた、利用者の変化やスムーズな福祉サービスの利用を進めていく為に日々取り組む中で、行政や関係機関を巻き込むことが重要であり、赤字でも相談支援事業は必要との認識も一致しました。

これから整備されてくる地域生活支援拠点について、地域の社会資源を上手に利用していく為にも相談支援の役割が大きくなり、利用者を中心に関係機関で役割分担を行い、地域での生活を維持する為のネットワークの構築を進めていき、その中心には障害当事者と相談支援事業所があることが重要だと感じました。

シンポジウムでは助言者の松崎全国事業所協議会理事長からの鋭い問いかけ「まつぎきブレイク」も行われ、本音で語るシンポジウムとなりました。また要所での松崎専門官から重要なコメントを頂きました。

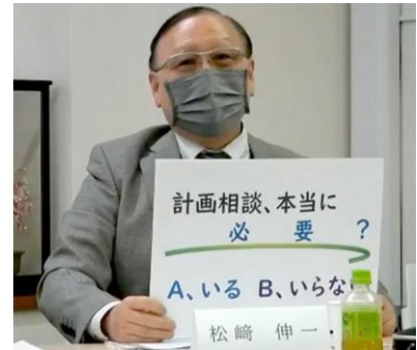
東京都育成会の佐々木理事長からも、「地域の相談支援事業所の職員に相談に乗って頂き助けられた事例が沢山ある」ことを伝えられ、小さな法人でも活動できる様に親の会や関係機関と連携しながら、皆さんが住みやすい街を一緒に作りましょうと力強いお話を頂きました。



【シンポジストの丹野氏】



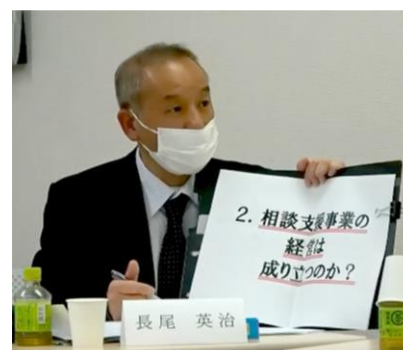
【助言者の松崎専門官】



【助言者の松崎理事長】



【東京都育成会の佐々木理事長】



【進行は長尾が務めました】

最後に、厚生労働省の松崎専門官をはじめ、登壇して頂きましたシンポジストの皆様、会場の運営などご協力頂きました皆様に深くお礼申し上げます。

ありがとうございました。

（東京ブロック 長尾 英治）



全国事業所協議会より

障害者雇用「代行ビジネス」の現場を訪問して 全国手をつなぐ事業所協議会 理事長 松崎 伸一

昨今の報道により、議論を巻き起こしている障害者雇用「代行ビジネス」ですが、今回ある企業の一つからお誘いがあり、就労の現場を見学させていただきました。

私が訪問をした当日は、丁寧かつ念入りな熱意ある説明と対応をしていただき、1時間30分ほどの訪問ですべてを語ることは出来ないと思いますが、なるほどと納得する面もあり、またしかし、その本質が納得できない面もありました。今後このような形態の事業については、事業所協議会できちんとした検証・分析が必要だと考えていますが、今回は現場を訪問した率直な報告をさせていただきます。

◆よく整備された就労現場

今回訪問した事業者は全国展開をしており、3,000人以上の障害者が働いています。参画企業は500社を超えているそうです。広大な農地を借り、強固なビニールハウスが設置されて雨風の影響を受けないように整備されており、その中では水耕栽培が行われています。1つ20メートルほどの畝を6つで1単位とし、参画企業は1単位を月30万円で借り上げ、障害者3人とサポートするスタッフ1人の計4人が野菜を栽培しています。

地面はすべてシートで覆われており、土で手が汚れることはない衛生的な農場となっています。野菜が植えられる土は火山灰を加工したものが再生利用されています。そこに野菜を植え、水やり等の成長をケアするのが仕事となっています。収穫した野菜は市場に出すのではなく、参画した企業内の食堂で使われたり、社員に配られたりしているようです。私達はすぐに、それはいくらで売れ、どのくらいの工賃になるの？ と頭を働かせてしまいますが、もともと工賃を払うための作業ではありません。採れた野菜は別の形で有効活用されているとのこと。

参画企業からは週に1回程は担当社員（多くは人事担当のようでした）が訪れているようです。また事務所や休憩所、トイレなどは全てが移動式のトレーラーハウスに設置されており、それぞれの車両にはナンバープレートが付けられています。

トレーラーハウスの広いプレハブの中には3つから5つくらいの企業が入っていて、働いている障害者はそれぞれの企業の社員です。給料は最低賃金を保証するとのことですから、月に15万前後とのお話でした。野菜の売上は影響しません。もちろん参画企業が支払います。障害者をサポートするスタッフは様々ですが、地元からパートとして働いているようでした。障害者は朝、農園の最寄りの駅まで自力通勤し、その駅から農園までは3回ほどに分けて送迎しているとのこと。

今回説明もしてくれた障害の方は明るくお話し好きで、毎日楽しく仕事をしているとのこと。就労支援B型でもよく見かける比較的障害の重くない方たちでした。仕事はそれほど多くはないのか、ゆったりした雰囲気が見て取れました。よく考えられた設備環境で、作業に農業を取り入れると考えたら一つの理想形と言えるかもしれません。

◆障害者の働く権利

「自分よし」「相手よし」「世間よし」の三方よし。これは江戸時代の近江商人の哲学で

す。実際現場を見て会社側の話を聞いてみると、それを否定することは出来ません。企業理念として「一人でも多くの障害者雇用を創出し、社会に貢献する」を謳っていますが、数多くある「シェアオフィス農園」事業を展開している事業者の中では、良質と言えるかもしれません。任せっぱなしにする熱意のない企業とは契約しないとお話でした。

私たちの障害福祉サービス事業の現場では、この事業所よりも遙かに働いているのに平均工賃1万数千円の現実、かなり考えさせられる現実です。業者は皆の役に立っていると主張しています。皆さんはどう思いますか。

でも、「何かおかしい」

だからといって、本質的問題を避けて通る訳にはいかないと思います。このビジネスの基本は企業に課せられた障害者雇用率にあります。企業に障害者を雇う義務がなければ存在できない事業です。本来は各企業の現場で他の社員と同じように働く環境、社内制度などを求め、それこそがノーマライゼーションであり働く権利の有り様だったと思います。

どんなに良質な現場を造っても、それは本来雇用した企業が自社事業内で行うべきもので、その企業の普通の社員と同じ働く場からは排除されています。本来企業が請け負うべき障害者雇用の様々な課題を免除し、楽にさせることで対価を得ている事業だと思えます。障害者は売り買いされる商品なのではと思えます。

障害者の就労というのはどうあるべきか？ いやこの言い方も変です。

今は、人の労働とはどうあるべきか？ と考えるほうが適切です。障害の有無によって変わらない「働く権利」を求めてきたはずです。更にこれは本人の意思決定の下になければいけないと思います。

理想と言われるかもしれませんが、私たちが求めてきた「働く権利」が障害者雇用を代行するような事業では偏向しているように思われます。

◆インクルーシブな社会の実現へ

とは言え雇用率も達成され、給料も保証され、みなさん満足していることも事実です。足元を見つめ直して、参考にしなければいけないこともたくさんあると感じました。

特に就労支援A型、B型の現場では、その働き方に疑問を持つべきかと思えます。一生懸命働いても工賃が月1万数千円程度だとしたら、その制度か又は私たち福祉事業者の問題があるのかもしれませんが。

もし雇用率達成のためであったとしても、企業がそっくり抱えてくれるなら、障害福祉サービス事業から障害者雇用「代行ビジネス」に鞍替えしたほうが、障害者の給与も職員の給与も保証される道があるかもしれません。更に言えば、特例子会社のあり方はどうなのでしょう。このような障害者雇用「代行ビジネス」は、現状制度の曖昧さの上に成り立ったとも言えます。

昨年10月、国連障害者権利条約について「日本政府の最初の報告に関する総括所見」が公表され、入所施設のみならず特別支援教育やグループホームのあり方も変更すべき課題に挙げられています。「分離は差別である」とするインクルーシブな社会を目指すならば、現行の就労支援事業も変更を迫られる対象になっておかしくはないと思います。その観点からすれば、障害者雇用「代行ビジネス」はととても危うい事業と言えます。

今回は率直な感想として書かせていただきました。言葉足らずな表現があると思います。またいろいろな見方があると思います。

皆さんから、この問題についてのご意見をお待ちします。

ご意見はメールに（ hp-qa@zente-jigyosyo.jp ）お願いいたします。

にこっと、HOT!

～ちょっと、イイ話～

「にこっと、HOT!」障害福祉の現場ではついつい厳しい話も多くなってしまいがちです。しかしよくよく見ると毎日の現場では笑い声が絶えません。ついニヤニヤしてしまったり、ほろっとすることが日常の中に隠れています。

第4回目は岩手県盛岡市からです。

日々の楽しみ、活かに

社会福祉法人 手をつなぐ
(岩手県 盛岡市)

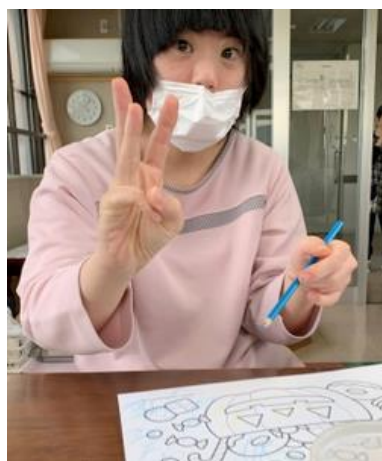
社会福祉法人手をつなぐでは岩手県盛岡市内でグループホームを3箇所運営しており、男性8名、女性11名、計19名が生活しています。コロナ以前は、グループホームごとに外出支援で映画を見に行ったり、市外の農場に行ってソフトクリームを食べたりと、外出して非日常を体験することが余暇支援の中心でした。

しかし、ここ3年はコロナウイルスが流行し、以前のようにお出かけする機会が減ってしまいました。利用者みなさまも新しい生活様式に戸惑いを感じていましたが、少しでも豊かな暮らしになるよう、工夫しながら余暇の充実を図っています。

春は花や野菜を育てたり、夏はスイカ割りや花火を楽しみました。秋にはハロウィンの塗り絵や焼き芋会、冬はクリスマス会や節分の豆まきなど、季節ごとの行事を充実させています。



【春・花壇の花植え】



【秋・ハロウィンの塗り絵】



【冬・節分の豆まき】

また、みなさん共通の楽しみといえば、おいしい食事です。外食が難しい時期も、普段はあまり食べる機会の少ないホテルの豪華なお弁当やお寿司などをテイクアウトしてごちそうを堪能したり、事業所でホットプレートを使ってお菓子づくりにも挑戦し、さらには屋外でシャボン玉遊びなどをして楽しみました。



【お寿司で外食気分】



【クレープ作り】



【シャボン玉が見えるかな】



【大きいシャボン玉に挑戦中】

このほか、生活支援として実施している掃除や買い物支援についても楽しみにしています。余暇支援と聞くと、今までは特別なことを楽しむイメージが強い印象でしたが、職員と一緒に生活環境を整えたり、心と体のエネルギーを蓄えたりする時間であり、日常生活をより豊かにする為の大切な生活支援の一つだと感じます。

日々の支援では大変なこともあります。日常生活が豊かになることが、利用者のみならず、生活の質の向上だけでなく、職員のやりがいにもつながっていくと思います。コロナウイルスの取り扱いが変わっていくようですが、大きなイベントだけでなく、これからもほっとしたりちょっと嬉しい気持ちになったりするような日々の小さな余暇支援も大切に積み重ねていきたいと思っています。

（社会福祉法人手をつなぐ 事務局長 石川 明博）

全国の事業所から

NPO法人静岡県作業所連合会・わ 〔特定非営利活動法人静岡県作業所連合会・わ〕 （静岡県 静岡市 葵区）

毎月恒例になっています全国手をつなぐ事業所協議会に加盟している事業所紹介のコーナーですが、今月は加盟事業所の中でも異色な存在の「静岡県作業所連合会・わ」になります。

設立は国際障害者年の1981年（昭和56年）に、旧小規模授産所が中心となって結成された団体「静岡県小規模授産所連合会」になります。

私どもの「NPO法人静岡県作業所連合会・わ」は、静岡県内約120の日中通所系サービス事業所が加盟する事業者団体です。事業所協議会には団体として会員になっており、全国的にも珍しい加盟単位ではないかと思えます。

法人名の「わ」の由来は、和（平和）、環（包み込む）、輪（つながる）を意味し、まさにインクルージョン（共生）を示しています。また、「わ」を数字に直すとゼロとも読めます。ゼロの発見は、古代インド人が発見した広い宇宙観とも言われ、障害福祉には無限の可能性があることも意味しています。

本会の事業は多々ありますが、大きく分けると（1）加盟事業所の運営支援、（2）物品販売 の2つです。

加盟事業所の運営支援として、職位職制別や専門分野別の研修事業を中心としています。また、制度に関する事業所からの相談対応などをもとに、県へ提言や要望を実施しています。

その一環として、毎年3月頃に「静岡フォーラム」を開催しています。



【2020年1月の全国研修大会】

本会では年間を通じ、職位職制や専門分野について様々な研修をしてきていますが、このフォーラムは中央情勢も含め、その時の障害福祉界で注目されているテーマを抽出して、全国手をつなぐ育成会連合会をはじめ、さまざまな団体での見解や意見を伺い、各団体間での想いや意見を交換しながら、事業所運営の方向性を探ることとしています。

全国の事業所協議会の皆さまには、記憶に残っているかと思いますが、2020年（令和2年）1月には、全国研修大会・静岡大会の形態で実施をしました。毎年度実施をしていますので、ご興味がある方がいらっしゃいましたら、ご参加いただけたらと思います。

一方、物品販売としては、県有財産の「避難所HUG」という災害対応シミュレーションツールを、県との契約のもとに全国へ製造販売しています。「避難所HUG」は、災害発生後の避難所運営を体験できるカードゲームです。避難所運営と考えると、事業所と直接関わりが薄いように感じますが、実際にしてみると、事業所開所中に災害が発生した時の対応の参考にもなります。ご興味のある方は、以下のリンクより内容や購入方法をご確認いただけましたら幸いです。

【静岡県HP】

<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/bosaicenter/1003638/1043919/1030041.html>



法定化以降、事業所運営について社会的にコンプライアンスを強く求められており、その範囲は多岐に渡ります。法人税や昨今のインボイス、電子帳簿保存などはその典型でもあります。専門家とも連携しながら、引き続き加盟事業所に適切な指導・助言が出来るようにしていきたいと思っております。

（NPO法人静岡県作業所連合会・わ 遠藤 洋輔）

知的障がい児者・自閉症児者の 生サポは 家族の安心を支えます

- 日常生活に関する相談支援
- 就労に関する相談支援
- 権利擁護に関する相談支援

の3事業を実施しています。

当会にご入会いただくと、知的障がい児者、自閉症児者のための病気やケガの総合補償制度をご利用いただけます。

主な補償内容

病気やケガで入院したとき
入院給付金

賠償責任を負ったとき
個人賠償責任保険金

ケガをしたとき
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金
(地震・噴火・津波によるケガも対象)

虐待・逮捕・勾留に対応するとき
弁護士費用等補償
※プランによって補償します

病気で死亡したとき
疾病葬祭費用保険金
※プランによって補償します

就労中に他人にケガをさせたり
物を壊してしまったとき
職業従事中事故対応費用補償
※プランによって補償します

※上記は概要ですので詳細は下記までお問い合わせください。

●生活サポート総合補償制度の主な特長●

- ▶入院給付金は既往症の病気、てんかんも補償。
- ▶全国の団体を通じてのご加入のため、多数割引が適用され、個人加入の場合に比べて保険料が割安です。
- ▶取扱代理店は、知的障がい児者や自閉症児者への保険の販売において、30年以上の実績があります。

生活サポート総合補償制度は…

全国で約149,000人のみなさまにご利用いただいている補償制度です。



AIG損保の普通傷害保険

生活サポート総合補償制度

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット

保険のお問合せはこちら

■担当代理店・扱者
株式会社 ジェイアイシー
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11
新宿三井ビル2号館2F
TEL: 03-5321-3373 FAX: 03-5321-4774
受付時間: 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社
AIG損害保険株式会社
<https://www.aig.co.jp/sonpo>
東京第二プロチャネル営業部
〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
TEL: 03-6894-9110
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご入会のお問合せはこちら

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会
連絡先はTEL又はホームページにてご確認ください。
TEL: 03-5577-6351 <http://www.zensapo.jp>
加入窓口は全国の全国知的障害児者生活サポート協会傘下の
各都道府県団体の事務局となります。

2021年12月現在の内容です。(D-005640 2023-03)

病気やケガが絶えない…
成人病や生活習慣病に備えたい…



他人の物を壊してしまった…



このようなお困り事に
心当たりがある方に…



虐待・雇用現場での差別など
人に相談しにくい悩みがある…

障がいのある方とご家族へ



ぜんちの

あんしん保険

少額短期健康総合保険(株式会社)2019年創設

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

知的障がい・
発達障がい、ダウン症、
てんかんの有る方、
ご家族に

弁護士が
全面的に
サポート

特別支援教育を必要とされている方へ



ぜんちの

こども傷害保険

権利保護賠償付傷害保険 2019年創設

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、
弁護士がサポート



※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階

0120-322-150

平日9時～17時/土日・祝日・年末年始を除く

URL: <http://www.z-kyosai.com/>



ぜんち共済株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第14号

【2020年1月作成 19-TC06633】

編集後記

2020年1月末に新型コロナウイルス感染症の国内感染が判明してから、3年2カ月が経過しました。

約1か月後には、新型コロナウイルス感染症も、感染症法での扱いが2類相当から5類に移行される予定です。

厚生労働省からは、障害福祉サービス事業所も高齢者施設と同様に、「重症化リスクの高い者が多く利用している」ことから、「マスクの着用をはじめとする事業所内の感染対策の適切な実施」をお願いしています。

社会全般では、「マスク解禁」といった風潮になっています。

しかし、新型コロナウイルスも根絶した訳ではありませんので、利用者さんや職員さんの衛生対策も今まで通り実施を継続してください。また、事業所でも、換気をすることや食事場面での衛生面での配慮も継続していただきたいと思います。



（近畿ブロック 飯塚 聡）

<p>全国手をつなぐ事業所協議会ニュース 『ほっとすぺ～す』2023年4月号 (通巻150号) 2023年4月15日発行</p>	<p>【編集・発行】 全国手をつなぐ事業所協議会 岩手県盛岡市下飯岡 15 地割 77-3 TEL 019 (613) 7200 定価 100 円</p>
--	---

コピー用紙 定期配送サービス

**ウチダシステムズの通販をご利用頂ければ、
事務用品・衛生用品などが
全国手をつなぐ育成会連合会
事業所協議会様向けの特別価格で
お安くご提供できます！**

ポイント①

760万以上の商品を
「事業所協議会の皆様だけの特別価格」
でご提供します！

ポイント②

最短翌日配送のスピードで欲しいものが
直ぐに届く！
※一部、対象外の地域有

ポイント③

請求書を科目や事業毎に分けることが出来るので経理業務が楽に！

ご相談は下記までお問合せ下さい。
株式会社ウチダシステムズ 福祉施設営業部
TEL : 03-3537-0888